平成２３年（フ）第５５５２号
住居所不明、最後の住所地静岡県熱海市福道町１番７号　ナイス・ステージ507
破産者　小野　貴子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５３号
東京都品川区上大崎２丁目24―13―1101
破産者　小野　幹雄
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５号
東京都国立市北１丁目９番の12ルミエール国立101
破産者　松本　猛史
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３２号
神奈川県相模原市緑区橋本８丁目22番７号
破産者　有限会社小俣ハウジング
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３３号
東京都町田市相原町796番地
破産者　有限会社小俣木材
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３４号
東京都町田市相原町796番地18
破産者　小俣　忠志
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３５号
東京都町田市相原町3190都営武蔵岡６―901、住民票上の住所東京都町田市相原町796番地
破産者　小俣　　肇
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３６号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡６―901
破産者　小俣　和子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３７号
東京都町田市相原町796番地18
破産者　小俣　圭子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７９号
東京都港区新橋２丁目20番15号新橋駅前ビル１号館５階
破産者　株式会社ＥＮＩＩＴ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７３号
神奈川県厚木市戸室４丁目11番３号
破産者　株式会社湘厚
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢813番地４
破産者　有限会社シュウシン
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９５４号
愛知県日進市岩崎町石兼７番地５
破産者　有限会社岡村興業
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
北海道帯広市西七条南39丁目２番地７
破産者　株式会社ゲイリーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
北海道帯広市西二条南７丁目５番地
破産者　株式会社北海道きこえのプラザ
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
青森市緑１丁目１番地23
破産者　有限会社サラサホーム青森
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
盛岡市羽場10地割100番地
破産者　有限会社総食水産
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２７号
秋田県潟上市天王字北野329番地37
破産者　有限会社伊藤商会
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
山形市印役町１丁目10番３号
破産者　山形建設機械販売有限会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
富山県高岡市江尻544番地
破産者　有限会社梶金属工業
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１３号
富山県射水市七美中野192番地３
破産者　株式会社綿谷運輸
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２４号
富山県高岡市姫野463番地７
破産者　西原利昌こと　韓　　信仲
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１０２号
富山県氷見市幸町３番４号
破産者　有限会社久保水産
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部